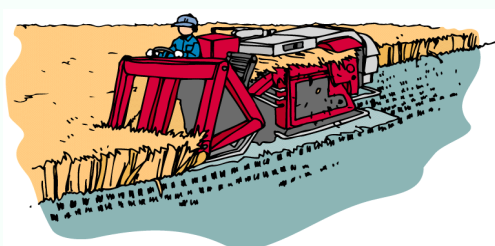


農業経営基盤強化準備金制度 の概要（令和6年度版）

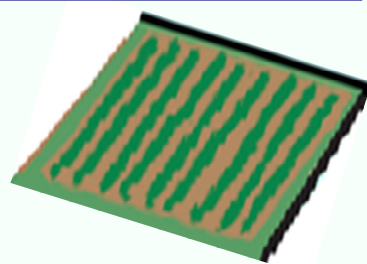
～ 経営所得安定対策等の交付金を活用する皆様へ ～



作業の効率化



規模拡大



税制特例の活用のご案内

令和6年11月
北陸農政局 経営・事業支援部 担い手育成課

農業経営基盤強化準備金制度とは？

令和6年度版

経営所得安定対策等の交付金を活用して、計画的に農業経営の基盤強化(農用地、農業用の建物・機械等の取得)を図る取り組みを支援

(特例措置の内容)

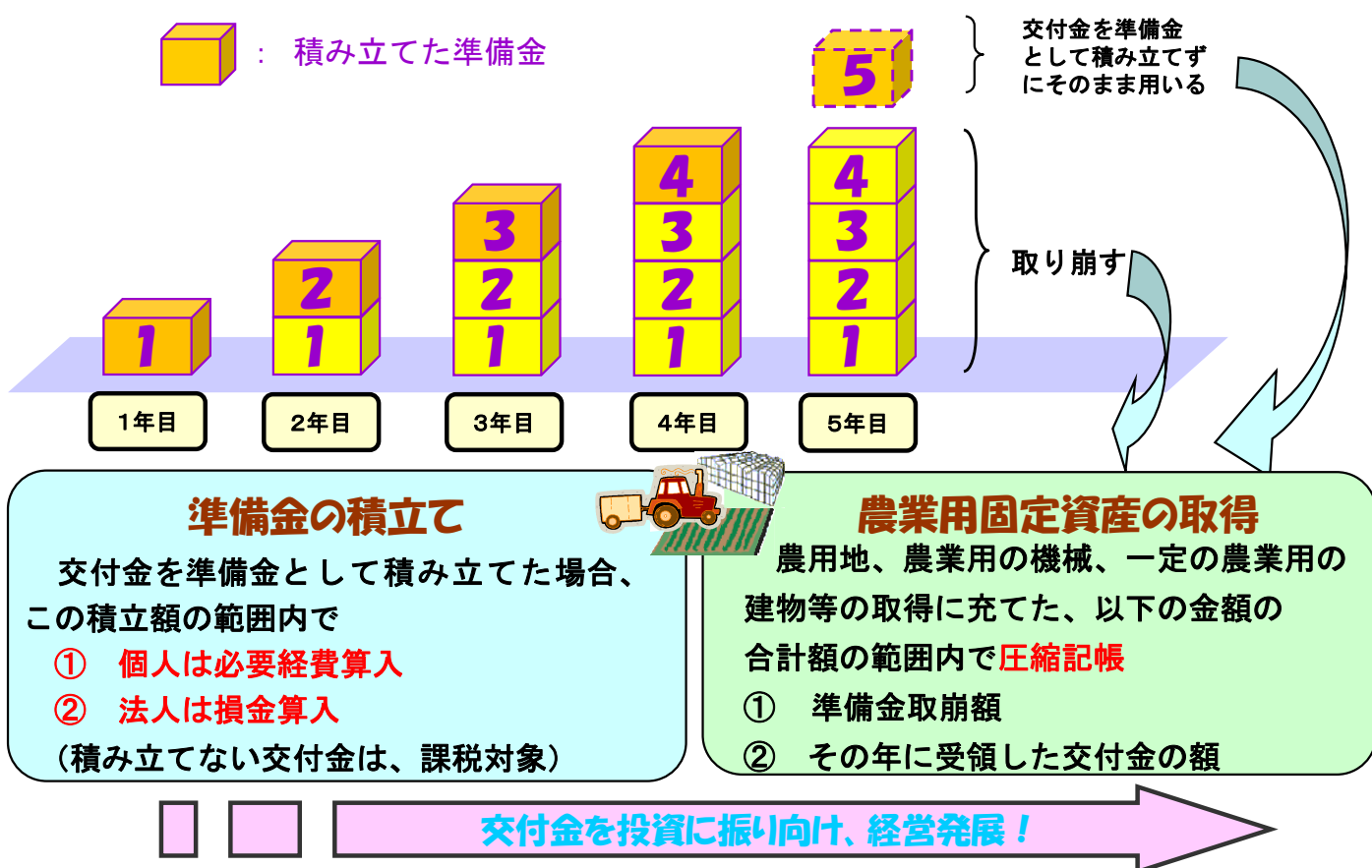
- 農業者が、経営所得安定対策等の交付金を農業経営改善計画などに従い、農業経営基盤強化準備金として積み立てた場合、この積立額を個人は必要経費に、法人は損金に算入できます。
- さらに、農業経営改善計画などに従い、積み立てた準備金^(注)を取り崩したり、受領した交付金をそのまま用いて、農用地、農業用の建物・機械等を取得した場合、圧縮記帳※1できます。

注) この特例の適用を受けようとする場合には、一定の方法で記帳※2し、青色申告により確定申告(初年は税務署に事前に届出)をする必要があります。

※1 圧縮記帳とは、交付金により取得した農業用固定資産の帳簿価額を一定額まで減額し、その減額分を必要経費(損金)に算入することにより、その年(事業年度)の課税事業所得(所得)を減額する方法です。

※2 一定の方法で記帳とは、複式簿記による記帳が原則ですが、個人の場合は、現金出納帳、売掛帳、買掛帳等を備え付けて簡易な記帳をするだけでも特例が受けられます。

(例) 4年間積み立てて、5年目に農地等を取得した場合



注: 積立てた翌年(度)から5年を経過した準備金は、順次、総収入金額(益金)に算入され、課税対象となります(H30年に積み立てた準備金は、R6年に5年を経過し、R6年の所得の計算上、総収入金額に算入されます。)

制度適用の要件

対象者

交付金の交付対象者であり、**青色申告**により確定申告を行う以下の農業者が対象です。

- 認定農業者(個人・農地所有適格法人) ⇔ 農業経営改善計画
- 認定新規就農者(個人) ⇔ 青年等就農計画

認定農業者又は、認定新規就農者であって、以下のいずれかに該当する方

- 市町村が策定する地域計画において農業を担う者として位置づけられていること
- 人・農地プランにおいて中心経営体として位置づけられていること

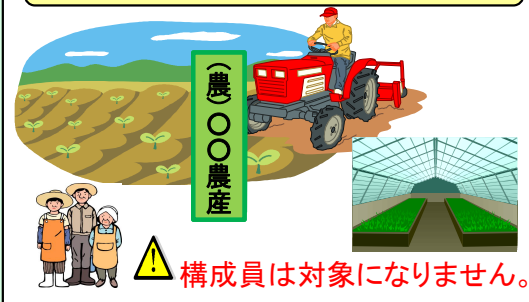
※令和7年度以降、農業経営基盤強化準備金を積み立てる場合、地域計画において農業を担う者として位置付けられることが必須となります。

(令和7年度税制改正において、農業経営基盤強化準備金制度の延長が認められることが条件となります。)

対象となる場合

交付金

認定農業者(農地所有適格法人)



認定農業者(個人) 認定新規就農者(個人)



注) それぞれの農業者が作成する**農業経営改善計画等**に、この特例を活用して**取得しようとする農業用固定資産が記載されていることが要件**となります。(新たな農業用固定資産を取得しようとする場合には、**事前に計画の変更が必要**となります。)

対象となる 交付金

(令和6年度当初予算)

(令和5年度補正予算)

○ 畑作物の直接支払交付金(ゲタ対策)

○ 米・畑作物の収入減少影響緩和対策交付金(ナラシ対策)

○ 水田活用の直接支払交付金

〔・水田活用の直接支払交付金* ・畑地化促進事業(R5補正)*
・畑作物産地形成促進事業(R5補正) ・コメ新市場開拓等促進事業〕

注) * 印を付した事業のうち、産地づくり体制構築等支援は対象になりません。

対象となる 資産

注!

○ **トラックやフォークリフトなどの車両は対象となりません。**
○ **中古品も対象となりません。**

○ 農用地

農地、採草放牧地

[基盤法第4条第1項第1号]

○ 農業用の建物・機械 等

- ・ 農業用の建物及び附帯設備(加工施設、販売施設を除く)※
- ・ 農業用の構築物
- ・ 農業用設備(器具備品、機械装置、ソフトウェア)

(例) 大型の温室、農機具庫、農産物貯蔵庫、果樹棚、ビニールハウス、用排水路、暗きょ、トラクター、乾燥機、精米機、飼料細断機、農業用低温貯蔵庫、フィールドサーバー、農作業管理ソフト など

※ 対象となる農業用の建物は、**農業振興地域内の農業用施設用地に建てられた場合**に限ります。

必要経費(損金)算入限度額

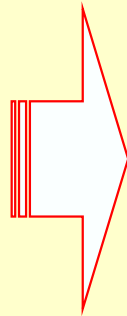
(1) 農業経営基盤強化準備金の積立時

1か2のいずれか少ない金額が農業経営基盤強化準備金の積立による必要経費(損金)算入限度額となります。

- 1 準備金として積み立てようとする金額(交付金等収入額の範囲内で農林水産大臣の証明する金額)
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

交付金収入 250万円	所得 370万円
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



積み立てよう
とする金額
250万円



所得
370万円

250万円が限度額となります。



(2) 農用地等の取得(圧縮記帳)時

1か2のいずれか少ない金額が固定資産取得時の圧縮記帳による必要経費(損金)算入限度額となります。(ただし、取得した固定資産の価額が上限)

- 1 準備金の取崩額とその年(事業年度)の交付金受領額のうち農業用固定資産の取得に充てた金額(農林水産大臣の証明する金額)の合計額
- 2 その年(事業年度)の事業所得(所得)の金額

イメージ

※ 積立後5年を経過した準備金の取崩額は、
積立や圧縮記帳の基準となる所得金額の計算から除外されます。

準備金 取崩額 1,000万円	所得 1,370万円
交付金収入 250万円	
農産物等 販売収入 650万円	
農業経営費 530万円	



準備金
取崩額
1,000万円

取得に充てた
金額
250万円



所得
1,370万円

取得した固定資産の価額が1,250万円以上であれば、1,250万円が限度額となります。

※ 取得した固定資産の価額が1,250万円以下の場合はその取得価額が限度額となります。



農業経営基盤強化準備金の効果(モデル試算例)

準備金積立時

交付金収入250万円を準備金として積立て

(単位：万円)

	特例の適用あり	特例の適用なし
農業収入合計金額 A (B+C)	900	900
うち農産物販売額 B	650	650
うち交付金等収入額 C	250	250
必要経費金額 D (E+F)	780	530
うち農業経営費等 E	530	530
うち農業経営基盤強化準備金繰入額 F	250	0
課税対象所得金額 G (A-D)	120	370
税額 (G×12%※)	14	44

※税率は総合課税を勘案し所得税率12%で算出。
農外所得、各種控除はないものと仮定し単純化。

準備金として積み立てなかった場合と比較して、納税額に30万円の差が生じます。

資産取得時

準備金1,000万円とその年に受領した交付金250万円を用いて、1,500万円の農業用機械を取得

取得した農業用 固定資産 1,500万円	固定資産の 帳簿価額 250万円	収入(益金) 準備金取崩額等 1,250万円	取得した農業用固定資産を圧縮記帳(P1の※1参照)し、取得に充てた準備金の取崩額と交付金等の額の範囲内で必要経費(損金)に算入することで、準備金取崩益と交付金等受領額と相殺することができます。 ⇒ 課税は生じません。
	必要経費(損金) 固定資産の 圧縮記帳額 1,250万円		

取得後

固定資産の帳簿価額を250万円として減価償却

固定資産の 帳簿価額 250万円	35	35	35	...	圧縮記帳した分は減価償却費が計上できなくなります。 ⇒ 課税所得が増加します。
------------------------	----	----	----	-----	--

農業経営基盤強化準備金制度は、交付金収入時の課税を繰り延べることで、課税負担軽減を図る効果があります。

農業経営基盤強化準備金制度の経理処理

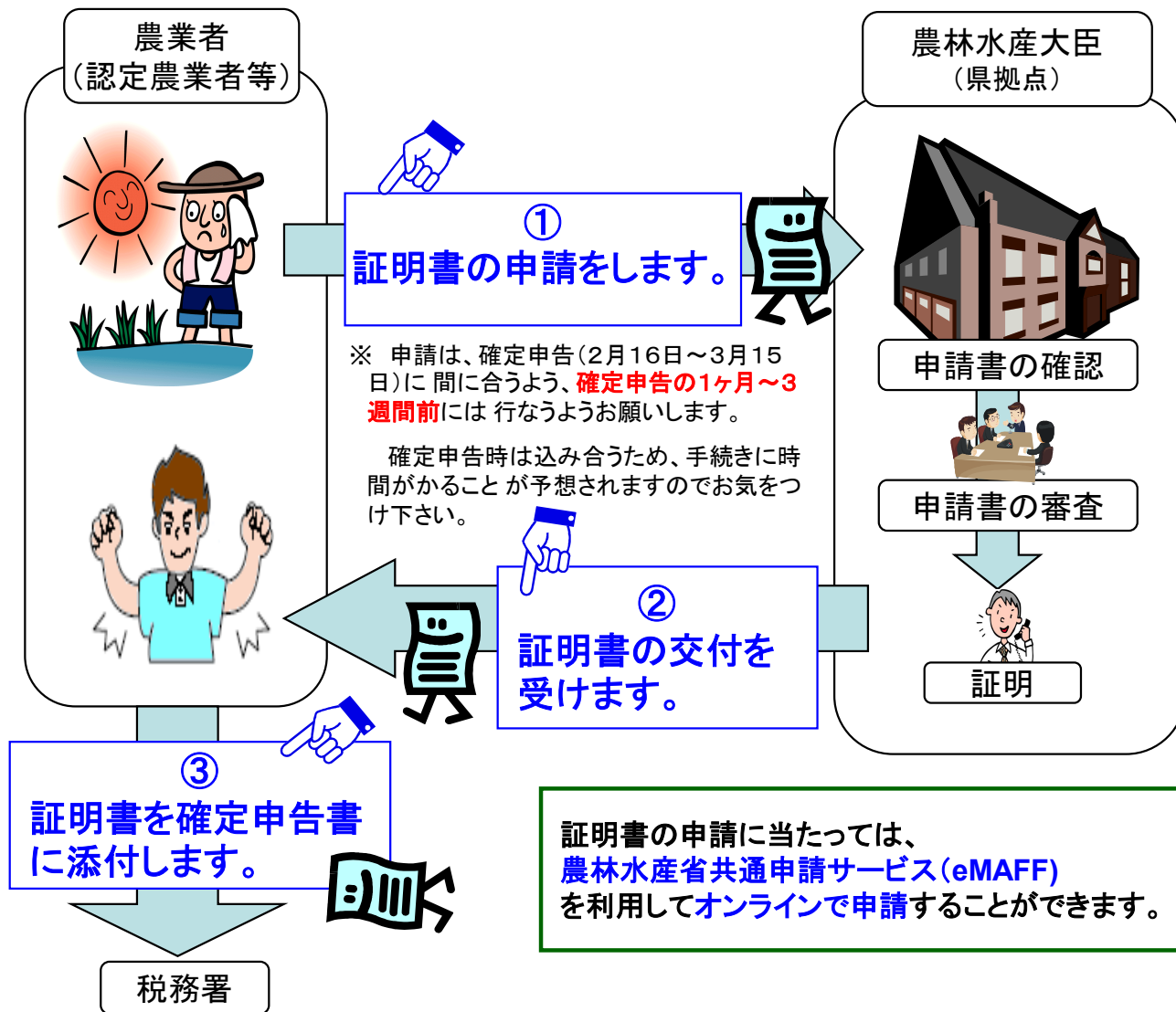
農業経営基盤強化準備金制度に関する経理処理を例示すると、以下のような仕訳となります。

	借 方		貸 方	
	科 目	金 額	科 目	金 額
交付金等を受領したとき	現金・預金	〇〇	交付金等収入 (収入)	〇〇
準備金を積み立てたとき	農業経営基盤強化 準備金繰入額 (必要経費)	〇〇	農業経営基盤 強化準備金	〇〇
準備金を取り崩したとき	農業経営基盤 強化準備金	〇〇	農業経営基盤強化 準備金繰戻額 (収入)	〇〇
固定資産を取得したとき	固定資産	〇〇	現金・預金	〇〇
	固定資産圧縮損 (必要経費)	〇〇	固定資産	〇〇

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるための手続き

農業経営基盤強化準備金制度の適用を受けるためには対象となる金額についての農林水産大臣の証明書が必要です。

この証明・申告手続は、青色申告を行っている方であれば、さほど難しくありませんが、ご不明な点があれば、お気軽に農政局の各県拠点にお問い合わせ下さい。



積立時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し
- (P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画の写し
(または青年等就農計画の写し)
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))

取得時の証明の申請書類

- ㊦ 証明申請書
- ㊧ 準備金に関する計画書兼実績報告書
- ㊨ 交付金の交付決定通知書等の写し
- (P2の対象となる交付金に関する積立年(事業年度)のもの)
- ㊩ 農業経営改善計画の写し
(または青年等就農計画の写し)
- ㊪ 貸借対照表等の財務諸表
(前年の確定申告書の控用の写し(2年目以降の申請の場合に必要))
- ㊫ 取得した固定資産の領収書等(固定資産の内容、取得金額、取得日のわかるもの。)

農林水産大臣の証明を受けるための申請書の記載例

(1) 農業経営基盤強化準備金の積立を行う場合

(別記様式第1号)

農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書

申請年月日を記入する。
※別記様式第5号と同じ日付

令和 7年 2月 1日

農林水産大臣 殿

確定申告書の住所・氏名と一致する。
※別記様式第5号と同じ住所、氏名

該当力所を○印で囲む。

住所又は所在地 ××県〇〇市△□町3-45
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

租税特別措置法 < 第24条の2第1項(個人)
第61条の2第1項(法人) > に規定する農業経営基盤強化準備
金の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号に規定す
る金額に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

令和6年分

積立を行う年を記入する。
※法人の場合は、「令和6事業年度」と記
入。

2. 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額

準備金として積み立てる金額を記載。
別記様式第5号の令6年の「10」と一致す
る。

2, 500, 000 円

<添付資料>

- ① 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書
(別記様式第5号)
- ② 交付決定通知書等の写し
- ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画
認定書(または青年等就農計画認定申請書及び青年等就農
計画認定書)
- ④ 貸借対照表等の財務諸表(前年の確定申告書の控用の写し
(2年目以降の申請の場合に必要))

※記入の必要はありません。

※証明書番号
※証明年月日

別記様式第1号の申請年月日と一致する。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

別記様式第1号の「記の1. 適用を受けようとする年分等」の記載と一致する。

提出年月日：令和 7年2月1日

適用を受けようとする年分等：令和6年分

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

個人の場合は記入しなくて良い。

※法人の場合は事業年度の期間を記載する。

住所又は所在地：××県〇〇市△口町3-45

電話番号：(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

屋号又は法人名

氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

氏名、住所は別記様式第1号及び確定申告書と一致する。

地域計画又は人・農地プランにおける位置付け

☒ 地域計画の農業を担う者☐ 人・農地プランの中心経営体

地域計画等の市町村名（地域名又は地区名）：〇〇市（△口地区）

農業を担う者又は、中心経営体として位置づけられている地域計画等の市町村名と地区名を記載する。

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1	パイプハウス	コンバイン	農用地(田)	<農用地の場合> 農業経営改善計画書の目標の増加面積の範囲内であること。 <農業用機械の場合> 農業経営改善計画書に記載されており、目標の台数の範囲内であること。			
数量（面積、台数等）	2	1棟	1台	0.3ha				
所要額（円）	3	2,000,000	4,700,000	5,500,000				
取得予定年	4	令 7年	令 7年	令 7年				
変更の理由	5	農業経営改善計画認定書の有効期間内であること。			所要額「3」の合計額と一致する。また、取得計画を超えた積立は出来ない。			
合計所要額（円）	6				12,200,000			

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額		期末準備金残高
7	8	9	10	11	準備金取崩額のうち農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	14
令 4年	0	3,000,000	3,000,000	0	0	0	3,000,000
令 5年	3,000,000	3,500,000	3,000,000	0	0	0	6,000,000
令 6年	6,000,000	3,500,000	2,500,000	0	0	0	8,500,000

積立初年は「0円」を記入する。

前年に記入した計画書兼実績報告書の金額を記入する。

R5確定申告書の準備金の積立額を記入する。

R5確定申告書の準備金の取崩額を記入する。

当該年の「8」+「10」-「11」の額を記入する。実績は確定申告書と一致する。

前年から繰越した準備金。前年の「14」の金額と一致する。

R6年交付決定額を記入する。（当該年の「10」+「13」以上）

当該年の「9」のうち、準備金として積立をする額を記入する。

前年まで積み立てた準備金（当該年の「8」）のうち、取崩額を記入する。

当該年の「11」のうち、農用地等の取得に充てた金額を記入する。

当該年の交付金受領額「9」のうち、準備金として積立をせず、当該年の農用地等の取得に直接充てた金額を記入する。

提出する年の前年までの最大5年分の実績と提出する年の積立状況を記入する。

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供する場合があります。



「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

記載された内容について同意する場合は□にチェックをする。

(2) 農業経営基盤強化準備金の積立と農用地等の取得(圧縮記帳)を行う場合

(別記様式第1号)

農業経営基盤強化準備金に関する証明申請書

申請年月日を記入する。
※別記様式第3号、第5号と同じ日付

令和 7年 2月 1日

農林水産大臣 殿

確定申告書の住所・氏名と一致する。
※別記様式第3号、第5号と同じ住所、氏名

住所又は所在地 ××県〇〇市△〇町3-45
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

該当力所を○印で囲む。

租税特別措置法 < 第24条の2第1項(個人)
第61条の2第1項(法人) > に規定する農業経営基盤強化準備
金の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号に規定す
る金額に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

令和6年分

積み立てを行う年を記入する。
※法人の場合は、「令和6事業年度」と記入
する。

2. 認定計画等に記載された農用地等の取得に充てるための金額

準備金として積み立てる金額を記入する。別記様式
第5号の令6年の「10」と一致する。

2,800,000 円

<添付資料>

- ① 農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書
(別記様式第5号)
- ② 交付決定通知書等の写し
- ③ 農業経営改善計画認定申請書及び農業経営改善計画
認定書(または青年等就農計画認定申請書及び青年等就農
計画認定書)
- ④ 貸借対照表等の財務諸表(前年の確定申告書の控用の写し
(2年目以降の申請の場合に必要))

※記入の必要はありません。

※証明書番号
※証明年月日

農用地等を取得した場合の証明申請書

申請年月日を記入する。
※別紙様式第1号、第5号と同じ日付

令和 7年 2月 1日

農林水産大臣 殿

確定申告書の住所・氏名と一致する。
※別記様式第1号、第5号と同じ住所、氏名

住所又は所在地 ××県〇〇市△〇町3-45
屋号又は法人名
氏名又は代表者氏名 北 陸 太 郎

該当する部分を○で囲う。

租税特別措置法 < 第24条の3第1項(個人)
第61条の3第1項(法人) > に規定する農用地等を取得した場

合の課税の特例の適用を受けるため、下記1の年分等において、下記2の金額が同項第1号ロに規定する金額に該当する旨及び下記3の農用地等が同項に規定する取得又は製作若しくは建設をした農用地等に該当する旨証明願いたく申請します。

記

1. 適用を受けようとする年分等

令和6年分

積立てを行う年を記入する。
※法人の場合は、「令和6事業年度」と記入。

2. 交付金等のうち下記3の農用地等の取得に充てるために、農業経営基盤強化準備金として積み立てられなかった金額

700,000 円

3. 取得又は製作若しくは建設をした農用地等

別記様式第5号の令6年の「13」と一致する。

	農用地等の種類	数量 (面積、台数等)	取得等年月日	農用地等の 取得額	うち準備金 取崩額	うち準備金として積み 立てられなかった交付 金等の金額
1	パイプハウス	1棟	令和6年3月10日	2,000,000 円	2,000,000 円	0 円
2	コンバイン	1台	令和6年8月2日	4,700,000 円	4,000,000 円	700,000 円
3						

それぞれが別記様式第5号の令6年取得
予定の「1」、「2」と一致する。

それぞれが別記様式第5
号の令6年取得予定の
「3」と一致する。

合計額が別記様式第
5号の令6年の「12」
と一致する。

合計額が別記様式第
5号の令6年の「13」
と一致する。

<添付資料>
取得した固定資産の領収書等(固定
資産の種類、取得金額、取得日の
確認できるもの)

※証明書番号
※証明年月日

※記入の必要はありません。

別記様式第1号、3号の申請年月日と一致する。

農業経営基盤強化準備金に関する計画書兼実績報告書

別記様式第1号、3号の「記の1. 適用を受けようとする年分等」の記載と一致する。

提出年月日：令和 7年 2月 1日

適用を受けようとする年分等：令和6年分

(令和 年 月 日～令和 年 月 日)

個人の場合は記入しなくて良い。

※法人の場合は事業年度の期間を記載する。

住所又は所在地：××県〇〇市△△町3-45

電話番号：(〇〇〇) 〇〇〇-〇〇〇〇

屋号又は法人名

氏名又は代表者氏名 北陸 太郎

氏名、住所は別記様式第1号、第3号及び確定申告書と一致する。

地域計画又は人・農地プランにおける位置付け

☒ 地域計画の農業を担う者☐ 人・農地プランの中心経営体

地域計画等の市町村名（地域名又は地区名）：〇〇市（△△地区）

農業を担う者又は、中心経営体として位置づけられている地域計画等の市町村名と地区名を記載する。

1. 農用地等の取得計画

取得する農用地等の種類	1	パイプハウス	コンバイン	農用地(田)	
数量(面積、台数等)	2	1棟	1台	0.3ha	
所要額(円)	3	2,000,000	4,700,000	5,500,000	
取得予定年	4	令 6年	令 6年	令 7年	
変更の理由	5	農業経営改善計画認定書の有効期間内であること。			
合計所要額(円)	6				12,200,000

＜農用地の場合＞
農業経営改善計画書の目標の増加面積の範囲内であること。
＜農業用機械の場合＞
農業経営改善計画書に記載されており、目標の台数の範囲内であること。

所要額「3」の合計額と一致する。また、取得計画を超えた積立は出来ない。

2. 農業経営基盤強化準備金の積立状況

積立初年は「0円」を記入する。

前年に記入した計画書兼実績報告書の金額を記入する。

R5確定申告書の準備金の積立額を記入する。

R5確定申告書の準備金の取崩額を記入する。

当該年の「8」+「10」-「11」の額を記入する。実績は確定申告書と一致する。

積立年	期首準備金残高	交付金等受領額	準備金として積み立てた金額	準備金取崩額	農用地等の取得に充てた金額	準備金として積み立てられなかった金額	期末準備金残高
7	8	9	10	11	12	13	14
令 4年	0	3,000,000	3,000,000	0	0	0	3,000,000
令 5年	3,000,000	3,500,000	3,000,000	0	0	0	6,000,000
令 6年	6,000,000	3,500,000	2,800,000	6,000,000	6,000,000	700,000	2,800,000

前年から繰越した準備金。前年の「14」の金額と一致する。

R6年交付決定額を記入する。(当該年の「10」+「13」以上)

当該年の「9」のうち、準備金として積立をする額を記入する。

前年まで積み立てた準備金(当該年の「8」)のうち、取崩額を記入する。

当該年の「11」のうち、農用地等の取得に充てた金額を記入する。

当該年の交付金受領額「9」のうち、準備金として積立をせず、当該年の農用地等の取得に直接充てた金額を記入する。

提出する年の前年までの最大5年分の実績と提出する年の積立状況を記入する。

農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い

国は、農業経営基盤強化準備金の積立及び農用地等の取得に係る農林水産大臣の証明書の交付に際して得た個人情報について、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)及び関係法令に基づき、適正に管理するとともに、対象者要件の確認など本証明書の交付業務のために利用します。

また、国は、本証明書の交付業務のほか、地域計画の作成・見直しその他の経営改善等に資する取組に活用するため、本証明書の交付申請者の氏名、住所等を当該交付申請者の関係する市町村に必要最小限度内で提供することがあります。



「農業経営基盤強化準備金に係る個人情報の取扱い」に記載された内容について同意します。

記載された内容について同意する場合は□にチェックをする。

(参考) 農業経営改善計画等との関係について

農業経営基盤強化準備金制度は、**農業経営改善計画等に記載された計画の範囲内**で活用することができます。

計画の範囲を超えて規模を拡大するために準備金を活用したい場合には、事前に農業経営改善計画等の変更手続を行って下さい。

農業経営改善計画認定申請書

年 月 日

〇〇市町村長 殿	住所	連絡先
〇〇都道府県知事 殿	フリガナ	フリガナ
〇〇農政局長 殿	個人・法人名	代表者氏名 (法人のみ)
農林水産大臣 殿	生年月日・ 法人設立年月日	法人番号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第12条第1項の規定に基づき、次の農業経営改善計画の認定を申請します。

農 業 経 営 改 善 計 画										
〜〜〜〜省 略〜〜〜〜										
(3) 農用地及び農業生産施設										
ア 農用地					イ 農業生産施設					
区 分	所在地		地 目	現 状 (a)	目 標 (年) (a)	種 別	所在地		規 模	
	都道府県名	市町村名					都道府県名	市町村名	現 状 棟	目 標 (年) m ² 棟
所有地										
借入地										
その他										
経営面積合計					経営面積合計					
③生産方式の合理化に関する現状と目標・措置					④経営管理の合理化に関する現状と目標・措置					
⑤農業従事の態様の改善に関する現状と目標・措置					⑥その他の農業経営の改善に関する現状と目標・措置					

〜〜〜〜省 略〜〜〜〜

(別紙) 生産方式の合理化に係る農業用機械等の取得計画	
農業用機械等の名称	数量

農用地の場合

目標の拡大面積の範囲内で準備金を活用することができます。

したがって、準備金を積み立てる際、別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」は、目標の拡大面積の範囲内の面積を記載します。

目標の拡大面積の範囲を超えた農用地を取得した場合は、目標の拡大面積の範囲内の面積のみが特例の対象となります。

農業用機械・施設の場合

農業生産施設の種別欄又は農業用機械等の名称欄に記載してあるもので、農業生産施設は目標の欄に記載されている棟数、農業用機械等は数量の範囲内で、準備金を活用することができます。

したがって、準備金を積み立てる際、別記様式第5号の「1. 農用地等の取得計画」は、①農業生産施設の種別欄又は農業用機械等の名称欄に記載のあるもので、②目標の欄に記載されている棟数、取得計画の数量の範囲内のものを記載します。

また、農業用固定資産を取得する際は、上記①、②の要件を満たすものが特例の対象となります。

「お問い合わせ先」一覧

ご質問等がございましたら、下記までお気軽にご連絡ください。

県名	機関名	住所	電話・FAX番号
新潟県	北陸農政局 新潟県拠点	〒951-8035 新潟市中央区船場町 2-3435-1	電話 025-228-5212 FAX 025-223-7288
富山県	北陸農政局 富山県拠点	〒930-0856 富山市牛島新町11-7 富山地方合同庁舎4階	電話 076-441-9307 FAX 076-441-9326
石川県	北陸農政局 石川県拠点 (経営所得安定対策担当)	〒921-8507 金沢市新神田4-3-10 新神田合同庁舎4階	電話 076-203-9140 FAX 076-291-7345
福井県	北陸農政局 福井県拠点	〒910-0859 福井市日之出3-14-15 福井地方合同庁舎4階	電話 0776-30-1619 FAX 0776-22-3901